

○相楽郡広域事務組合個人情報保護条例

(平成18年3月制定)

改正 平成27年11月20日条例第3号 平成28年2月25日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、相楽郡広域事務組合（以下「組合」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにすることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 実施機関 代表理事、監査委員、公平委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的媒体（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で記録されるための媒体をいう。）に記録されたものをいう。
- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (5) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (6) 事業者 管内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業の実施にあたり個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の適正な管理に努め、個人情報の保護に関する組合の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いにあたっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(収集等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要なかつ最小限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合又はその所掌する事務の目的達成に当該個人情報が必要不可欠の場合は、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - (3) 犯罪に関する事項
- (業務の届出等)

第7条 実施機関は、個人情報の収集等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を代表理事に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の記録の名称
- (2) 個人情報の収集の目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 個人情報の記録の対象者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更又は廃止するときは、あらかじめその旨を代表理事に届け出なければならない。

3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、個人の生命、身体又は財産の保護その他公益上の目的のため緊急かつやむを得ないと認められるときは、業務が開始され、又は変更された以後において届け出ることができる。

4 前3項の規定による届出は、実施機関の職員又は職員であった者に係る業務については、適用しない。

5 代表理事は、第1項から第3項までの規定による届出があったときは、その内容を一般の閲覧に供さなければならない。

(収集方法の制限等)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明確にし、適法かつ公正な手段により本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 他の実施機関から提供を受けるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、業務の遂行に著しい支障が生ずると認められるとき。

2 実施機関は、前項第5号又は第6号の規定により個人情報を本人以外から収集したときは、速やかにその事実を当該本人に通知しなければならない。ただし、合理的な理由があると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関に対する申請、届出その他これらに類する行為により当該行為を行った者以外の者に関する個人情報が収集されたときは、第1項第1号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を行うため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第10条 実施機関は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いに係る業務を受託した者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故の防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(利用及び提供の制限等)

第11条 実施機関は、第7条第1項第2号に規定する収集の目的の範囲を超える個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外のもに個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することによむを得ない理由があると認められるとき。
- 2 実施機関は、個人情報の外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により目的外利用等をしたときは、次に掲げる事項を代表理事に届け出なければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報の記録の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 4 実施機関は、第1項第4号又は第6号の規定により目的外利用等をしたときは、速やかにその事実を当該本人に通知しなければならない。ただし、合理的な理由があると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の利用の制限)

第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的に特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(情報提供等記録の利用の制限)

第11条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を利用してはならない。

- 2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(開示の請求)

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する自己情報の閲覧又は写しの交付(以下「開示」という。)を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下第12条から第19条まで同じ。)、保佐人又は補助人は、本人に代わって前項の開示を請求することができる。

(開示しないことができる個人情報)

第13条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示をしないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている個人情報

(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、本人に知らせないことが適当であると認められるもの

(3) 開示することにより、実施機関の公正又は適正な業務の遂行に著しい支障が生ずると認められる個人情報

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に、前条の規定により開示しないことができる個人情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該個人情報の開示をしなければならない。

(訂正、削除及び中止の請求)

第15条 何人も、自己情報について事実との相違があると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

2 何人も、実施機関が第6条の規定による制限を超え、又は第8条第1項の規定によらないで自己情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

3 何人も、実施機関が第11条第1項の規定によらないで自己情報の目的外利用等をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 第12条第2項の規定は、第1項の訂正、第2項の削除又は第3項の目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。

(開示等の請求方法)

第16条 自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「開示等」という。)を請求しようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報の記録の名称又は内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示等を請求しようとする者は、自己が当該開示等の請求に係る自己情報の本人又はその法定代理人、保佐人又は補助人であることを確認するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(開示等の請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、前条第1項の規定による請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を請求した者(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。

3 前項の場合において、開示等の請求に係る自己情報の全部又は一部の開示等をしない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該自己情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び決定をすることができる期日を請求者に通知しなければならない。

(開示等の実施及び方法)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の開示をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該自己情報(磁気式記録媒体その他これに類するものについては、当該自己情報

から出力又は採録したもの)の開示をしなければならない。

2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報が記録されたものを直接開示することにより、当該自己情報が記録されたものの保存に支障が生ずるおそれがあると認められるとき、第14条の規定により部分開示をするときその他相当の理由があるときは、当該自己情報が記録されたものを複写したのものにより開示をすることができる。

3 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正等を行わなければならない。

4 第16条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定により自己情報の開示を受ける者について準用する。

(費用負担)

第19条 開示等に係る手数料は、無料とする。ただし、前条第1項及び第2項の規定による自己情報の写しの交付を行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(不服申立てがあった場合の措置)

第20条 実施機関は、開示請求又は訂正等の請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求(以下「開示請求等」という。)に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であるとき、又は当該不服申立てに係る開示請求又は訂正等の請求を拒否する旨の決定を取り消すときを除き、速やかに、相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年相楽郡広域事務組合条例第3号)に基づく相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決を行われなければならない。この場合において、当該裁決は、不服申立てを受理した日から起算して90日以内に行うよう努めるものとする。

3 第1項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(苦情の申出)

第21条 何人も、実施機関が行った自己情報の取扱いについて苦情があるときは、当該実施機関に対し、苦情の申出をすることができる。

2 前項に規定する苦情の申出をしようとする者は、実施機関に対し、申出書を提出しなければならない。

3 第12条第2項及び第16条第2項の規定は、第1項に規定する苦情の申出について準用する。

4 実施機関は、第1項の規定による苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切な処理を行い、その結果を当該苦情の申出をした者に通知しなければならない。

(検索資料の作成等)

第22条 実施機関は、個人情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(他の制度等との調整)

第23条 この条例は、法令、他の条例その他の定めにより個人情報の開示等その他これに類する手続が定められている場合は、適用しない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則規定)

第25条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第26条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第27条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘

密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第28条 法人(国及び地方公共団体を除き、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第25条又は第26条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(過料)

第29条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則(平成18年条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。